

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年9月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

4番	齋藤 ゆみ	5番	安田 勝明
----	-------	----	-------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第31号議案から第34号議案を上程します。

                          それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                では説明させていただきます。

                          議案書1ページをご覧ください。第31号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

                          議案書2ページをご覧ください。番号1番。こちらは令和6年2月農業委員会総会で用途変更の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。

#### 【議案説明】

                          譲受人は犬山市で主に水稻を耕作しております。今後も営農規模を拡大していく見込みですが、現在の農機具の置場所、出荷作業場では拡大に伴い不足してまいります。今後も犬山市で営農規模を拡大していくために、所有している土地に農業用倉庫の建築を計画しました。倉庫と作業場が確保できる広さと安全性、そして近隣への配慮について検討したところ、申請地で事業を進めることで条件を満たせることから本申請となりました。

                          地図資料の3ページを御覧ください。申請地の雨水は南側道路側溝へ放流します。汚水は新設浄化槽にて処理をし、北側水路へ放流します。

                          農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、アー（ア）、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で農用地区域内農地に該当します。許可基準は右側の2番、アー（イ）－b、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。本申請は、農振地区域内農地の用途変更をし、

農業用倉庫を計画しているため、こちらに該当します。

議案書 3 ページをご覧ください。第 3 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書 4 ページをご覧ください。番号 1 番。こちらは令和 6 年 5 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。

#### 【議案説明】

譲受人は犬山市で運送事業を営む法人です。現在、申請地の西側に隣接する自己所有地に 20 台分と少し離れた賃借地で 3 台分の車両を管理しています。賃借地の駐車場は、入り口が狭いため、十分な安全性を確保できておらず、付近にも迷惑をかけながら利用している状況です。そのため、賃借地の 3 台分を申請地に移動して、車両をまとめて管理することにより、業務効率の改善と交通安全に資することができると考え、本計画に至りました。

地図資料の 10 ページを御覧ください。申請地の雨水は敷地内にて自然浸透とします。污水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側 2 番、イー（ア）－ a、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地に該当します。許可基準は右側の 19 番、イー（イ）－ e－（e）、既存の施設の拡張に該当します。

続いて番号 2 番。

#### 【議案説明】

譲受人は、平成 21 年頃から申請地の隣地を購入し、家を立てて生活しております。購入当初から申請地は庭として使われており、現在も住宅の一部として使っております。今回、本申

請地が農地であることが判明し、今後も住宅敷地として利用するため本申請となりました。本申請地は昭和61年頃から、前所有者が庭として利用していたことから、始末書が添付されております。

地図資料の14ページを御覧ください。申請地の雨水は敷地内にて浸透処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側10番、エー（ア）－a－（b）、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場（支所を含む）及びこれらの類似施設の概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地に該当します。本申請は池野出張所から約250mに位置しております。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書の5ページをご覧ください。第33号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の6ページをご覧ください。番号1番。

本件は、令和6年9月19日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は急傾斜地で転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂って山林となっており、農地として再生することは困難な状態で、非農地であると見込まれます。

続いて番号2番と3番。こちらは、申請地が隣接しており、現地の状況も酷似しているためまとめて説明させていただきます。

本件は、令和6年9月20日に事務局と楽田地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は急傾斜地で転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂って山林となっており、農地として再生することは困難な

状態で、非農地であると見込まれます。

続いて議案書の 8 ページをご覧ください。第 34 号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の 9 ページ、10 ページをご覧ください。今月の案件は 6 件で、すべて機構での利用権設定です。今月はすべて羽黒地区の案件となります。

説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から第 31 号議案から第 34 号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長 　　1 つ私から聞いていいですか。

6 ページの農地に該当しない旨の証明願についてですけど、畑が山林になるのはよくあるケースだと思うんだけど、今回の田から山林というのは、山の裾にくっついたような、山の一部としてもおかしくないような現状なんですか。

事務局 　　会長の質問にお答えさせていただきます。

申請地は過去にほ場整備をされていたところなんですけど、何十年も前から山林のような状況になっていますので、現状としては山林と判断しております。

議長 　　確認ですけど、今月の案件は場所としては山の一部になってもおかしくないような位置なのでいいと思うんですが、そうじゃない場所でね、5 年、10 年ほっとくと木が生えてくるケースがあるじゃないですか。そういうときに、山裾ではない

場所で木が生い茂ってるから、すぐに非農地だという判断にはなりませんよね。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回、議案に載せさせていただいてるのは、所有者から現状山林のような状況になっているので、非農地として認定してくださいということで願い出があった場所になります。非農地の証明については、国の方から非農地の判定の基準について通知が出ておりまして、今会長からご指摘があったように、基本的には山の裾野に位置するような場所で、トラクターなどの農業用機械では回復が困難な状況であれば、委員さん、事務局の職員との立ち会いで確認して非農地の認定をしていくということになります。

もう1つ、この非農地の判定に関しましては、例年皆さんに農地パトロールで現地を見に行っていた際に発見した、重機等で農地に回復することが難しい状態の農地を非農地として認定していくことが農業委員会の方でできる手続きがございます。そのため、平野部で単独の土地に木々が生い茂ってしまっ、農地に戻せないような状況のところを非農地というふうに認定することができます。しかし、周辺の方がまだ耕作しているようなところで、1人だけ耕作を止めて木が生えたからといって安易に農業委員会の方で非農地の判定ということは行っておりません。周辺農地が耕作してるところであれば、農業委員会としては耕作放棄地の解消として、農地として耕作を継続していただくような働きかけを行っていくと思われま。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。念のため確認ですが、非農地証明を行ったということは、要は農地ではなくなるということですよ。そうすると、そこに何か開発して建物を建てようとする際は、農業委員会の関与することではなくなっちゃうわけですか。

事務局

会長のおっしゃる通りになります。

ただし、用水路等への排水などについてはこちらも留意しております。例えば建物とかを建てるには都市計画法の許可は必要になりますので、その際に周辺の農地の営農に支障がないかチェックはさせていただいております。

議長

例えば、平地でそれなりの面積の農地を将来的には開発したいという思惑がある人が、5年から10年ほっといて木が生い茂って何ともならんから非農地にしてくれとか、これは多分認められないですよ。

事務局

今会長がおっしゃった通り、基本的には山裾の森林化した部分を非農地証明というのは国の通知でもはっきり言われております。そのため、農業をする上で整備されている土地や用水路が近くに通っているだとか、接道がしっかりしていて周辺がまだ農地として十分耕作できているっていう場合には、当然非農地判断というのはできないということになるかと思えます。皆さんが何となく疑念を抱かれてるような、売買や開発を目的として、平地の農地などをなんでもかんでも非農地判断とかはできないので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。他にご質問はありませんか。

それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、14時40分まで地区審議をお願いします。

午前14時25分 地区審議

午前14時40分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第31号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第31号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第32号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員 2番の安田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 2番について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第32号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定

してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                   それでは、本議案について可と決定しました。  
                          続いて、第33号議案、農地法第2条第1項の農地に該当し  
                          ない旨の証明願について意見の決定を求めます。  
                          1番について、城東地区お願いします。

安田委員               2番の安田です。  
                          1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長                   2番、3番について、楽田地区お願いします。

河村委員               9番の河村です。  
                          2番、3番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長                   ありがとうございます。  
                          ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました  
                          ので、全委員さんにお諮りします。  
                          第33号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定  
                          してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                   それでは、本議案について可と決定しました。  
                          続いて第34議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正す  
                          る法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決  
                          定について意見の決定を求めます。  
                          1番から6番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員               6番の斉木です。

6番から8番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第34号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。  
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。議案書の11ページをご覧ください。  
報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は7件です。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。  
これで本日予定しました案件は全て終了しました。  
これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。